

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月3日
【会社名】	株式会社オプトエレクトロニクス
【英訳名】	OPTOELECTRONICS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 俵 政美
【本店の所在の場所】	埼玉県蕨市塚越4丁目12番17号
【電話番号】	(048)446-1181(代表)
【事務連絡者氏名】	人事総務グループ 永瀬 博行
【最寄りの連絡場所】	埼玉県蕨市塚越4丁目12番17号
【電話番号】	(048)446-1181(代表)
【事務連絡者氏名】	人事総務グループ 永瀬 博行
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

1【提出理由】

当社は、平成21年4月3日開催の当社取締役会において、平成21年6月1日(予定)を効力発生日として、製造部門およびサービス部門である芦別工場を会社分割し、その事業を新設会社に承継させることを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 新設分割の目的

当社グループの生産の9割は外注工場での生産となっております。主にロット単位での量産は外注工場に対応しており、現在、生産全体の課題でもある、為替の影響を受けにくい、ドル出荷ベースの生産体制への早期移行に向けて準備を開始いたしました。

一方、当社グループにおける顧客サービスの対応としては、前述の製品をロット単位での量産だけでなく、数は多くないものの複数の製品を少量ずつ生産していく少量多品種生産も強く求められており、これまで唯一の自社生産拠点でもある芦別工場が対応しておりました。

当該会社分割の目的としましては、当社グループとして量産と少量多品種生産の双方に対応すべく、芦別工場を少量多品種生産の専門工場として分社化することで役割を明確にし、サービス事業と合わせて顧客サービスに対し、より充実した体制を確立することであります。

あわせて、当社としても全製品について外注生産方式を確立して出荷態勢を整備するとともに、今後の事業採算を重視したコスト管理と専門的な人員体制の構築、ひいては当社グループのメイン事業である製品開発へ経営資源を集中することが実現できると考えております。

(2) 分割方式

当社を分割会社とし、新設会社「北海道電子工業株式会社」を承継会社とする簡易分割による分社型新設分割です。

(3) 割り当て株式数

本分割に際し新設会社の発行する株式(1000株)は、全て分割会社である当社に割当交付されます。

(4) その他の新設分割計画の内容

当社が平成21年4月3日開催の取締役会で承認した新設分割計画は、後記のとおりです。

(5) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本件新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本件新設分割に際して新設会社が発行する株式は全て当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

(6) 新設分割の後の新設会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	北海道電子工業株式会社
本店の所在地	北海道芦別市上芦別町118番122号
代表者の氏名	取締役 俵 政 美
資本金の額	50百万円
純資産の額	187百万円(予定)
総資産の額	187百万円(予定)
事業の内容	電子機器、電気機器およびコンピュータ周辺機器の製造、修理メンテナンス、設計、開発、販売

(以下、新設分割計画の内容を添付)

新設分割計画書

株式会社オプトエレクトロニクス（以下、「当社」という。）は、次のとおり新設分割計画書（以下、「本計画書」という。）を作成する。

（新設分割）

第1条 当社は、北海道芦別市上芦別町118番122所在の当社工場における電子機器、電気機器およびコンピュータ周辺機器の製造、修理メンテナンス、設計、開発および販売に関する事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する第4条に定める権利義務を、分割により新たに設立する会社（以下、「新設会社」という。）に承継させるために、本計画書の定めるところにより、新設分割（以下、「本件分割」という。）を行う。

（新設会社の定款で定める事項等）

第2条 新設会社の本店の所在地は、北海道芦別市上芦別町118番122とし、新設会社の目的、商号、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」のとおりとする。

（新設会社の設立時役員等の氏名または名称）

第3条 新設会社の次の各号に掲げる設立時役員等の氏名または名称は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 設立時取締役 取締役 俵 政美（当社代表取締役）
- (2) 設立時監査役 監査役 田中 洋一（非常勤、当社常勤監査役）

（新設会社に承継する権利義務）

第4条 本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務は、別紙2「承継する権利義務等の明細」に定めるところによる。

（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

第5条 新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを前条に規定する権利義務に代えて当社に対して交付する。

（新設会社の資本金および準備金の額等に関する事項）

第6条 新設会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 設立時資本金額 5,000万円
- (2) 設立時資本準備金額 0円
- (3) 設立時資本剰余金額 設立時株主払込資本額（会社計算規則第80条に定めるものをいう。）の合計額から（1）および(2)の合計額を減じて得た額
- (4) 設立時利益準備金額 0円
- (5) 設立時利益剰余金額 0円

（分割期日）

第7条 会社法第924条第1項第1号に基づき当社が定める日（以下、「分割期日」という。）は、平成21年6月1日とし、同日から2週間以内に新設会社の設立登記を行うものとする。ただし、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会決議により分割期日を変更することができる。

（競業禁止義務の免除）

第8条 当社は、本件分割の効力発生後においても、本件事業と競合する事業を行うことができる。

（分割条件の変更および本件分割の中止）

第9条 本計画書作成の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合は、当社は、本計画書の内容を変更し、または本件分割を中止することが出来る。

（本計画書の効力）

第10条 本計画書は、効力発生日までに当社の取締役会の承認、または法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

（本計画書に定めのない事項）

第11条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成21年4月3日

埼玉県蕨市塚越4丁目12番17号
株式会社オプトエレクトロニクス
代表取締役 俵 政 美

以 上